

【基本施策2】子どもたちの生きる力の育成

施策4 確かな学力の育成

方針

小中一貫教育を学校教育の柱として、9年間の義務教育を系統的に継続したきめ細やかな指導を積み重ねることで、基礎的・基本的な学力を身につけさせるとともに、自立した子どもたちを育て、大きく変化する社会の中で生きる力の土台をつくります。

現状と課題

社会の変化に主体的に対応し、課題を解決できる力、豊かな人間性、たくましく生きるために健康や体力など「生きる力」を育んでいくことが求められています。

市では、平成22年1月に策定した「羽村市小中一貫教育基本計画」に基づき、小中一貫教育の取組みを推進しています。義務教育9年間の連続した教育により、児童・生徒一人ひとりにしっかりと目を向けた指導を積み重ね、課題解決への取組みの充実や成果につなげています。また、市独自の特色ある指導内容である小学校1年生からの英語教育、羽村学（郷土学習）、人間学（キャリア教育）のほか、授業時数の確保と充実した教育内容の実施、授業改善推進プランの作成、学習サポーターの導入、さらには、防災教育、交通安全教育や主権者教育など様々なことに取り組むことで、学校教育の質の向上を図っています。

今後も、「羽村市小中一貫教育基本計画」に沿って、学力向上施策の展開を図り、中学校区ごとの特色にあわせた小中一貫教育の実施や教員の資質向上への取組みなど、学力向上や生きる力を身につけるための体制整備の充実を図り、確かな学力の育成に向けて継続して取り組んでいくことが大切です。

授業においては、教員の一方向的な講義方式の手法ではなく、児童・生徒自らが能動的に学習に参加できる手法による、問題解決学習、体験学習、グループディスカッション、ディベート、グループワーク等により、社会的能力や教養、知識、経験を含めた能力育成を図るための指導に取り組んでいます。また、児童・生徒自らが学習活動に興味を持ち積極的に取り組むとともに、学習活動を自ら振り返り意味づけたり、知識・技能や育成された資質・能力を自覚したり、共有することがさらに重要となることから、どのような力を身につけることができるのかを明確にした指導計画を立てることや、子どもたちが主体的に関わる授業を実施し、確かな学力が身につくよう取り組んでいくことが大切です。

今後の方向性

◆ 学力の向上に向けた取組みの展開

小中一貫教育を柱とし、これからの中社会で必要な力を育てるため、アクティブ・ラーニング※やカリキュラムマネジメント※などの考え方を取り入れながら学力向上を図るために授業を推進するとともに、その取組みを支援する適切な人材を配置します。

また、学力の向上に向け、東京都教育委員会が作成した「東京ベーシックドリル※」やICT※を活用するほか、家庭学習の充実にも取り組みます。

[主な計画事業]

- 1 授業改善推進プランの作成
- 2 全小学校への学習サポーターの配置
- 3 算数・数学を中心とした学力向上のための取組みの推進
- 4 防災教育・交通安全教育の充実
- 5 情報教育の推進
- 6 家庭学習の充実

主な計画事業

1 授業改善推進プランの作成

東京都教育委員会が実施した「児童・生徒の学力向上を図るためにの調査」の結果を受け、授業改善を進めるための「授業改善推進プラン」を作成し、指導方法の工夫を通じて児童・生徒の学力向上に取り組みます。

2 全小学校への学習サポーターの配置

児童の基礎的な学力向上を図るために、「授業改善推進プラン」による取組みを支援するとともに、学習指導等の支援を行う学習サポーターを配置します。

3 算数・数学を中心とした学力向上のための取組みの推進

算数・数学を中心とした学力向上を図るために、授業改善のための学習支援、補習指導体制の確立、一人ひとりに着目した成果検証を行い、継続した取組みで算数・数学における教員の指導力向上、児童・生徒の基礎学力の定着を図ります。

4 防災教育・交通安全教育の充実

災害時に自分を守り、周囲の人の助けになれる子どもが育つよう取り組みます。また、各家庭で防災に関する課題について話し合うことで防災意識が高揚し、行動につなげられるようになってくることから、東京都教育委員会より配布された「防災ノート※」などを活用し、防災教育の充実を図ります。

交通安全教育については、交通安全意識の啓発に取り組むとともに、自転車運転ルールの周知を徹底するなど、子どもたちがマナーを守り交通事故に巻き込まれないよう取り組みます。

5 情報教育の推進

I C T※機器（コンピュータ、プロジェクタ、電子黒板、デジタルカメラ等周辺機器）を活用した指導を行うことにより、わかりやすい授業や主体的・協働的な学びである「アクティブラーニング※」を実現するとともに、学習への興味や関心を高め、情報や情報手段を主体的に活用していくための情報活用能力が身につくよう情報教育の推進を図ります。

6 家庭学習の充実

家庭での学習を通した学力の育成を図るため、家庭で学習しやすい教材を提供するとともに、「家庭学習」の充実が図れるよう、保護者への啓発活動に取り組みます。

計画事業の対象とするライフステージ						
主な計画事業	ライフステージ					
	乳幼児期	少年期	青年前期	青年後期	壮年期	高齢期
1 授業改善推進プランの作成		○				
2 全小学校への学習サポーターの配置		○				
3 算数・数学を中心とした学力向上のための取組みの推進		○				
4 防災教育・交通安全教育の充実	○		○	○		
5 情報教育の推進	○					
6 家庭学習の充実	○		○	○		

※対象とするライフステージとは、各計画事業に該当する主な年代とします。

施策 5 特色ある教育の充実

方針

小中一貫教育のもと、児童・生徒が、国際社会に対応できる能力、社会的自立を図ることのできる能力、また、郷土を愛し守っていくことのできる態度を身につけることができるよう、羽村市独自の特色ある教育を充実します。

現状と課題

子どもたちが、これからの中でも生き抜くためには、学力の他にも国際社会に対応する力や、社会的に自立する力を身につけることが重要であるとともに、ふるさとの未来を担っていく上で、郷土愛を育むことも重要です。

市では、小中一貫教育のもと、英語教育、羽村学（郷土学習）、人間学（キャリア教育）、親学（家庭教育講座）といった独自の教育に取り組んでいます。英語教育では、小学校1年生から「聞く」「話す」といった音声面を中心に、英語を用いたコミュニケーション能力を育むとともに、英語に対する親しみを持たせ、義務教育9年間を通して英語教育をきっかけに国際社会に対応できる力が身に付くよう取り組んできました。また、羽村学や人間学では、郷土や働くことについて学ぶことにより、郷土愛を育むとともに自らの生き方にについて主体的に考え、将来、社会的自立を図れる力が身に付くよう取り組み、親学では、市内各小中学校PTAと連携して講座を開催し、家庭教育への支援に取り組んできました。

今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、国際社会に対応できる力はさらに重要な要素となり、また、英語教育については、学習指導要領改訂により、平成32年度から小学校5、6年生の英語が教科となり、「読む」「書く」が求められるほか、東京都においては平成30年度から小学校3、4年生も「外国語活動」に移行することから、英語教育のさらなる充実を図ることが大切です。

また、羽村学（郷土学習）、人間学（キャリア教育）、親学（家庭教育講座）を充実させていくとともに、中学校区ごとの特色にあわせた小中一貫教育の充実に向けた取組みを進めていくことが求められます。

今後の方針

◆ 英語教育の充実

従来の英語教育に加え、発達段階に応じたコミュニケーション能力の重要性を認識し、英語教育のさらなる充実を図ります。

[主な計画事業]

- 1 小中一貫教育推進のための教育内容の実施
- 2 小学校1年生からの英語教育の充実

◆ 社会的自立を図れる能力の育成

郷土を理解し、これから羽村に生きる人々の生活、文化、環境などを守っていくことの知識や能力、自らの生き方について主体的に取り組む考え方を育成するなど、社会的自立の図れる子どもを育成します。

[主な計画事業]

- 1 小中一貫教育推進のための教育内容の実施
- 3 羽村学（郷土学習）の実施
- 4 人間学（キャリア教育）の実施
- 5 親学（家庭教育講座）の実施

◆ 「特色ある学校づくり交付金」を活用した教育活動の充実

子どもや地域の特性を活かした教育活動を展開するための「特色ある学校づくり交付金」を活用した教育活動の充実と活性化を図っていきます。

[主な計画事業]

- 6 「特色ある学校づくり交付金」を活用した教育活動の充実

主な計画事業

1 小中一貫教育推進のための教育内容の実施

市独自の教育内容である英語教育、羽村学（郷土学習）、人間学（キャリア教育）について、更なる推進が図れるよう小中一貫教育カリキュラムに基づき、小中学校に学習コーディネーター、英語コーディネーターを配置し、小中一貫教育を推進します。

2 小学校1年生からの英語教育の充実

市独自の教育内容である英語教育の取組みとして成果を上げている、小学校1年生からの英語教育をさらに充実させ、義務教育9年間の系統的な学習を継続し、英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。

小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施される改訂学習指導要領に示される内容をもとに、改訂後の英語教育の内容に先行して取り組むとともに、「教員の資質向上」のための研修体制の充実や、児童・生徒が英語を活用できる環境の充実に取り組みます。

3 羽村学（郷土学習）の実施

羽村の郷土を愛し、羽村の良さに気づき、これから羽村に生きる人々の生活、文化や環境などを守っていくことのできる態度や能力を育成し、それらを活かした実践力を高めることを目標に、羽村学（郷土学習）を実施します。

4 人間学（キャリア教育）の実施

キャリア教育を基盤にした縦断的・横断的学習を通して、学ぶことや働くことに対する考え方を身につけ、自らの生き方について主体的に取り組み、実践しようとする態度を育てることを目標に、人間学（キャリア教育）を実施します。

5 親学（家庭教育講座）の実施

子どもの成長や自立に大きく影響する家庭教育について、保護者が学習する機会の充実を図るため、親学（家庭教育講座）を実施します。

6 「特色ある学校づくり交付金」を活用した教育活動の充実

小中学校が主体的に、子どもや地域の特性を踏まえた教育活動を展開するため、「特色ある学校づくり交付金」を活用し、各小中学校の教育活動の充実と活性化を図ります。

計画事業の対象とするライフステージ						
主な計画事業	ライフステージ					
	乳幼児期	少 年 期	青年前期	青年後期	壮 年 期	高 齢 期
1 小中一貫教育推進のための教育内容の実施		○				
2 小学校1年生からの英語教育の充実		○				
3 羽村学（郷土学習）の実施		○				
4 人間学（キャリア教育）の実施		○				
5 親学（家庭教育講座）の実施		○		○	○	
6 「特色ある学校づくり交付金」を活用した教育活動の充実		○				

※対象とするライフステージとは、各計画事業に該当する主な年代とします。

施策 6 多様なニーズに応じた教育の充実

方針

児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、個々の教育的ニーズに応じた指導や支援が受けられるようにしていきます。特別支援教育※を推進するとともに教育相談の充実を図り、関係機関との連携体制を強化します。

現状と課題

社会や経済の変化に伴い、子どもや家庭、地域社会も変容し、特別支援教育や生徒指導等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは十分に解決することができない課題も増えています。

特別支援教育については、平成19年の学校教育法の一部改正、また、平成25年の学校教育法施行令の一部改正により、障害のある児童・生徒の就学先決定に係る仕組みが見直されるなど、法整備が進み、理解が広がっています。

市では、平成25年3月にまとめた、「多様なニーズに応じた羽村市の特別支援教育（特別支援教育推進委員会報告書）」に基づき特別支援教育の充実に向けた取組みを推進しています。また、「インクルーシブ教育システム※の構築」を目指して、特別支援学級※の新規開級や、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒への取組みである、特別支援教室のモデル事業を進めるなど、特別な支援が必要な児童・生徒の教育的ニーズに対応した教育環境づくりと指導内容の充実、教員の資質向上のための研修の充実を図っています。

不登校については、その原因が多様化しており、どの児童・生徒にも起こり得ることとして捉え、理解を深める必要があります。また、不登校という状況が継続し、結果として十分な支援が受けられない状態が続くことは、自己肯定感の低下を招くなど、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく、その対策の重要性は益々高まっています。

いじめの問題は、「心豊かで安全・安心な社会」をつくる上で社会全体に関わる大きな課題であり、特に子どもにおいては、安心して日常生活や学校生活を過ごすことができることが重要です。これまでにもいじめの早期発見や組織的な対応といった取組みが行われておりますが、依然としていじめ問題が解決することではなく、重要な課題です。

市では、毎月のいじめ、不登校調査や不登校等児童・生徒の対応について記載する個別適応計画書の作成などを行い、いじめや不登校の未然防止に努めるとともに、問題行動や家庭への支援におけるきめ細かい支援体制の充実と関係機関等との連携に努め、一定の成果を上げています。

今後は、学校や教員だけでは十分に解決することができない課題を抱えている児童・生徒が増加していることから、教員の対応力の向上を図るとともに、関係機関、学校、医療・福祉などとの連携のもとに支援を充実させていく必要があります。また、いじめや不登校、問題行動など、児童・生徒の指導上の諸問題の解決に向けては、スクールソーシャルワーカー^{*}や臨床心理士等に寄せられる期待は非常に大きく、学校や家庭等との連携体制の強化を図っていくことが大切です。

今後の方向性

◆ 多様なニーズに応じた特別支援教育*

特別支援教室の指導の充実や、特別支援教育支援員^{*}の配置の充実等、基礎的環境整備の充実を図ります。特に、すべての学校、学級においてユニバーサルデザイン^{*}による授業づくり・学習環境づくりの推進を図り、誰もが学びやすい教育の充実を図ります。

また、連続性のある多様な学びの場の提供とともに支援の必要な児童・生徒に対する合理的配慮の提供を検討するなどインクルーシブ教育システム^{*}の構築について推進していきます。

[主な計画事業]

- 1 特別支援教育支援員を活用した支援の充実
- 2 特別支援教室巡回指導員を活用した指導の充実
- 3 ユニバーサルデザインによる授業づくり・学習環境づくりの推進
- 4 支援の必要な児童・生徒に対する合理的配慮の提供の推進
- 6 特別支援教育研修会の充実

◆ 連続性を意識した支援

特別な支援の必要な児童・生徒に対して、幼稚園、保育園、小学校や、市の関係部署との連携による早期支援、指導や子どもの発達、学びの連続性を意識した支援の充実を図ります。

[主な計画事業]

- 5 関係機関と連携した就学相談の充実

◆ 教育相談における関係機関との連携強化

スクールソーシャルワーカー※や臨床心理士等を有効に活用し、教育相談体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。

[主な計画事業]

- 7 スクールソーシャルワーカー等との連携した支援体制の充実
- 8 教育相談員、スクールカウンセラー※による相談体制の充実
- 10 家庭と子どもの支援員の配置

◆ いじめ・不登校対策

いじめや不登校のゼロを目指し、未然防止や早期解決のための継続的な支援に取り組みます。

[主な計画事業]

- 9 学校適応指導教室（ハーモニースクールはむら）の運営及び不登校等対応指導員の配置
- 11 いじめ防止への取組み

主な計画事業

1 特別支援教育支援員を活用した支援の充実

通常学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒に学習指導及び生活指導における支援等を行うなどの個別の支援及び学級経営上の支援を充実するため、教員の資格を有する特別支援教育支援員を小学校全校及び中学校に拡大して配置・活用します。

2 特別支援教室巡回指導員を活用した指導の充実

発達障害等特別な支援が必要な児童・生徒に対する支援体制として、小学校特別支援教室の巡回指導の充実を図ります。また、中学校通級指導学級（第一中学校・第三中学校）から第二中学校への巡回指導の試行を行い、平成30年度からの東京都中学校の特別支援教室本格実施に備えます。

3 ユニバーサルデザイン※による授業づくり・学習環境づくりの推進

すべての学校、学級において障害の有無に関わらず、子どもたちにとってわかりやすい授業や学習環境づくり（ユニバーサルデザイン）を取り組みます。

4 支援の必要な児童・生徒に対する合理的配慮の提供の推進

障害のある子ども一人ひとりに応じた、障害の状態を踏まえた指導の内容や方法等の工夫、障害の状態に応じた支援体制、教材等の確保、施設・整備、きめ細やかで丁寧な支援（合理的配慮）とその支援を可能とする環境整備（基礎的環境整備）を進めていきます。

なお、合理的配慮の提供に際しては、学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の視点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、その内容を個別の教育支援計画（はばたきファイル※）に明記していきます。

5 関係機関と連携した就学相談の充実

臨床心理士等による就学相談を実施するなど、「はばたきファイル」を活用して幼稚園、保育園等の行動観察及び就学等に係る相談を行うことにより適正な就学を目指すとともに、福祉、健康、学校教育を所管する部署を含む関係機関との連携した切れ目のない支援を行います。

6 特別支援教育研修会の充実

すべての教員の特別支援教育※に関する理解を深め、子ども一人ひとりに対するきめ細かい指導方法の工夫改善、指導の充実や関係機関、家庭等との連携を緊密にするなど、教員の資質向上を図るため教員支援体制の充実と階層等に応じた「特別支援教育研修会」を充実します。

7 スクールソーシャルワーカー※等との連携した支援体制の充実

スクールソーシャルワーカーの活用や関係機関との連携を図ることで、虐待や非行、不登校等の課題を抱える児童・生徒やその家庭、学校に対する支援体制の充実を図ります。

8 教育相談員、スクールカウンセラー※による相談体制の充実

教育相談室相談員（臨床心理士）、東京都派遣スクールカウンセラーを活用して、児童・生徒や保護者が安心して相談ができる体制をさらに充実します。

9 学校適応指導教室（ハーモニースクールはむら）の運営及び不登校等対応指導員の配置

不登校の児童・生徒を支援するため、学校適応指導教室（ハーモニースクールはむら）の運営を充実するとともに、不登校対応指導員を配置し、学校への巡回により、中学校で集団になじめない生徒や不登校生徒への支援、校内体制への支援を行うなど、不登校の未然防止や学校復帰を支援します。

10 家庭と子どもの支援員等を活用した支援の充実

児童・生徒の問題行動（不登校含む）の解決及び未然防止のため、「家庭と子どもの支援員」を学校に配置し、学校生活において課題の見られる児童・生徒へ直接関わり、教員と連携した支援を行います。また、臨床心理士等の専門家から助言等を受け、その保護者等からの相談に応じるなどの支援体制の充実を図ります。

11 いじめ防止への取組み

「羽村市いじめ防止基本方針」の策定により、「いじめをしない、いじめさせない、いじめをがまんしない」を合言葉に、いじめの未然防止や早期発見のため、小中学校における毎月の状況調査、教員がいじめ防止に対する知識と実践力を身につけるための取組みを行います。

計画事業の対象とするライフステージ						
主な計画事業	ライフステージ					
	乳幼児期	少 年 期	青 年 前 期	青 年 後 期	壯 年 期	高 齡 期
1 特別支援教育支援員を活用した支援の充実		○				
2 特別支援教室巡回指導員を活用した指導の充実		○				
3 ユニバーサルデザインによる授業づくり・学習環境づくりの推進		○				
4 支援の必要な児童・生徒に対する合理的配慮の提供の推進		○				
5 関係機関と連携した就学相談の充実	○	○				
6 特別支援教育研修会の充実				○	○	
7 スクールソーシャルワーカー等との連携した支援体制の充実		○		○	○	
8 教育相談員、スクールカウンセラーによる相談の充実		○		○	○	
9 学校適応指導教室（ハーモニースクールはむら）の運営及び不登校等対応指導員の配置		○				
10 家庭と子どもの支援員等を活用した支援の充実		○		○	○	
11 いじめ防止への取組み		○				

※対象とするライフステージとは、各計画事業に該当する主な年代とします。

施策 7 豊かな心の育成

方針

読書活動や人権教育、道徳教育、芸術文化活動などを通じて、子どもたちの豊かな心を育成します。

現状と課題

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を身につけていく上で欠くことのできないものです。子どもたちの生涯にわたる読書習慣の形成に向けた取組みを積極的に進めていくことが大切です。

乳幼児期においては、本に親しむことがコミュニケーション能力の基礎や豊かな感情などを培うとされています。市では、ブックスタート事業※やおはなし会など乳幼児が本に親しむことのできる機会の提供に努めていますが、今後、これらの取組みを充実していくことが大切です。

また、少年期においては、学習の場として学校で多くの時を過ごすことから、小学生から本を身近な存在とし、読書活動を習慣的に行うことができるようになることが求められます。

市内小中学校では朝読書を実施しているほか、市図書館や地域ボランティアとも連携し、読書に親しむ機会を提供するとともに、学校図書館司書や図書委員がすすめる本を紹介するなど、様々な工夫により読書活動を推進しています。

今後、市図書館や地域ボランティアとの連携をさらに深めていくとともに、読書環境を充実させ、少年期の読書活動の充実に取り組むことが大切です。

豊かな人間性と社会性を身につけるためには、人権に関する知識や、実践できる力、社会の一員として社会の役に立とうとする姿勢や実践力を育てていくことが大切です。児童・生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を醸成・向上をめざした道徳教育を行い、生命の尊重、豊かな心の育成、規範意識を高める指導など、児童・生徒に道徳実践力を培う指導が求められます。

市内小中学校では、道徳年間指導計画に基づき、学級担任による道徳教育を実施しているほか、道徳教育推進教師を配置し、日常の生活で起きる様々な出来事を資料として、人間としてのより良い生き方について、子ども一人ひとりの内面に迫る指導を積極的に推進し、道徳教育の重要性を啓発しています。

また、家庭、学校及び地域社会が連携して、子どもたちの豊かな心を育むための、「道徳授業地区公開講座」や、「道徳教育研修会」を実施し、道徳授業のあり方や道徳資料のあり

方などについて研修を深め、教員一人ひとりの指導力の向上を図っています。

道徳教育の充実は学校のみで達成できるものではなく、子どもたち一人ひとりの道徳的な心情や判断力、実践する力などの育成には、家庭や地域社会におけるそれぞれの取組みを明確にして充実させるとともに、学校、家庭、地域社会の連携・協力が不可欠です。

人格形成の重要な時期にある子どもたちにとって、芸術文化に親しむことは、豊かな人間性を養い、創造力を育むために不可欠なものです。生涯学習関連施設や学校における芸術文化活動を推進し、子どもたちが芸術文化に親しめる機会を充実することが大切です。

学校の芸術文化活動の充実には、文化部の活動が重要な役割を果たしていることから、文化部活動の活性化を図っていくことも大切です。

今後の方向性

◆ 読書活動の推進

乳幼児期からの本に親しむ習慣を青年期以降においても継続し、すべてのライフステージにおいて引き続き本を身近な存在とし、読書を自らが主体的に学ぶ生涯学習の手段とできるよう、子どもたちの読書活動への意識向上に努め、読書活動を推進していきます。

[主な計画事業]

- 1 子どもたちが本に親しむ機会の充実
- 2 小中学校での読書活動の推進

◆ 人権教育の推進

各学校及び中学校区での児童・生徒主体の創意工夫ある取組みを通して、人権尊重の理念を正しく理解させ、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認識させ、実際の態度や行動に表れるようにします。また、東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」等を活用した研修会を実施し、教員の人権意識や人権感覚の向上を図っていきます。

[主な計画事業]

- 3 人権教育の推進

◆ 道徳教育の推進

小学校では平成30年度から、中学校では31年度から始まる「特別の教科 道徳」の完全実施に向けて、「東京都道徳指導資料集」及び「私たちの道徳（文部科学省）」等の資料集を積極的に活用し、公開授業等を通してその内容を広く発信していくほか、「道徳授業地区公開講座」を充実させていきます。

[主な計画事業]

4 道徳教育の推進

◆ 芸術文化に親しむ機会の提供

子どもたちが美術、音楽、演劇、伝統文化など様々な芸術文化に親しむ機会を提供するとともに、学校での芸術文化教育の質の向上を図っていきます。

[主な計画事業]

5 芸術文化に親しむ機会の提供

6 音楽教育の推進

◆ 学校の文化部活動の発表機会の提供

学校での芸術文化活動の充実を図るため、文化部の成果発表の機会や練習を行う会場を提供し、活動を支援していきます。

[主な計画事業]

7 学校の文化部活動の支援

主な計画事業

1 子どもたちが本に親しむ機会の充実

乳幼児期から本が身近な存在となり、日頃から本に対する親しみを感じられるよう、読み聞かせに適した絵本の紹介やブックスタート事業※、市図書館における幼児向け絵本コーナー等のさらなる充実を図ります。

また、生涯学習関連施設等において小学生も参加できる「おはなし会」等を通じた本に親しむ機会を提供します。

2 小中学校での読書活動の推進

本への興味や進んで読書に取り組む意識の醸成を図るため、小学校においては、学校図書館と市図書館の連携を強化し、低学年の学級を単位に、「おはなし会」を実施します。

学校図書館においては、市図書館の読書手帳を活用することにより、少年期から本に親しみ読書活動の習慣化を推進します。

中学校では、「本の帯紙作り事業」を実施し、市図書館の新刊本などのコーナーに展示する本の帯紙の制作に取り組むことで、生徒にとって、制作を手掛ける本の内容把握やセルスピントについて、プレゼンテーションする力を養う機会とします。

3 人権教育の推進

学校教育全体を通じて、児童・生徒が人権尊重の理念を身につけられるよう、人権教育を推進します。

東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」等を活用した研修会を実施し、教員の人権意識や人権感覚の向上を図っていきます。

4 道徳教育の推進

学校教育全体を通じて、児童・生徒の社会の責任ある一員としての規範意識や公共心、思いやりの心を育むために、道徳教育を推進します。

「特別の教科 道徳」の小中学校完全実施に向けて、「東京都道徳指導資料集」及び「私たちの道徳（文部科学省）」等の資料集を積極的に活用し、公開授業等を通してその内容を広く発信していきます。また、「道徳授業地区公開講座」を充実させていきます。

5 芸術文化に親しむ機会の提供

吹奏楽や演劇など質の高い公演事業、また、絵画や工芸など地域で活躍する芸術家の作品を通じた事業など、子どもたちが芸術文化を身近で鑑賞できる機会を提供するとともに、一流の音楽家や芸術家を招き、文化部活動の児童・生徒が指導を受けられる機会を提供します。

6 音楽教育の推進

児童・生徒の豊かな感性や情操を育み、生涯を通じて音楽に触れあうことを推進するため、小中学校全校での金管バンド、ブラスバンドなどの音楽活動、オーケストラ鑑賞教室、小中学校音楽フェスティバル等を実施します。

7 学校の文化部活動の支援

小中学校の吹奏楽部等の定期演奏会や大会前の練習会場、さらには発表の場として、生涯学習センターゆとりぎの各種ホールや団体に見合った施設や設備を提供し、活動を支援します。

計画事業の対象とするライフステージ						
主な計画事業	ライフステージ					
	乳幼児期	少 年 期	青 年 前 期	青 年 後 期	壯 年 期	高 齡 期
1 子どもたちが本に親しむ機会の充実	○	○				
2 小中学校での読書活動の推進		○				
3 人権教育の推進		○				
4 道徳教育の推進		○				
5 芸術文化に親しむ機会の提供	○	○				
6 音楽教育の推進		○				
7 学校の文化部活動の支援		○				

※対象とするライフステージとは、各計画事業に該当する主な年代とします。

施策 8 健康な体づくりの推進

方針

子どもたちの健やかな体を育む機会の創出・充実に努め、子どもたちの健全な心身の発達・成長を支援します。

現状と課題

体力の向上及び心身の健康の保持増進のため、地域での遊びやスポーツ活動をはじめ、学校における教科体育の時間や運動部活動などの学校教育活動全体を通じ、運動を好きになり、日常的に体を動かし、健康な生活習慣を身につけることができるようになります。さらに、生涯を通してスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上が求められます。

東京都教育委員会が実施した「平成27年度 東京都児童・生徒 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」では、体力合計点、合計値比較において、羽村市の児童・生徒は東京都の平均を上回っています。

このことは、日常的に学校や地域、市の体育行事等において、児童・生徒が運動に励んでいる成果であると捉えています。今後も引き続き、あらゆる機会を通じて子どもたちの体力向上に努めていくことが大切です。

また、子どもの食をめぐっては、発育・発達の重要な時期にありながら、栄養素摂取の偏り、幼少期における肥満の増加など、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。

市では、子どもの健やかな心と身体の発達を促すことを目的とし、子どもたちに対する食育に関する取組みを行っていますが、健全な食生活を送るため、今後も食育に関する取組みを推進していくことが大切です。

今後の方向性

◆ 運動に親しむ機会の充実

子どもが体を動かす楽しさを知り、運動習慣を身につけることができるよう、親子で体操に取り組む機会や、児童館で遊べる機会など、運動に親しむ機会を充実します。

[主な計画事業]

1 全身運動の推進

◆ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組みの推進

東京 2020 大会を重要な機会と捉え、オリンピック・パラリンピックの価値・精神及び大会ビジョン等を踏まえた育成すべき人間像を掲げ、「オリンピック・パラリンピック教育」を推進します。

また、羽村市体育協会や、はむら総合型スポーツクラブ「はむすぼ」※との連携・協力によって実施するスポーツイベント等を通じて、スポーツの楽しさを体感するとともに、日頃の学習や活動の成果を発揮することで、体力の向上につながるよう支援します。

[主な計画事業]

- 2 オリンピック・パラリンピック教育を通した心身の成長の支援
- 3 総合体育大会や市民体育祭への参加促進

◆ 食を通じた子どもの健全育成

様々な経験を通じて、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間が育つよう、指導や情報提供に努めます。

[主な計画事業]

- 4 食育の推進

◆ 地域人材の活用

部活動に外部指導員を配置することで、休廻部を防止するとともに部活動の充実を図り、子どもたちの健康の増進・体力の向上を推進します。

[主な計画事業]

- 5 部活動外部指導員の配置

主な計画事業

1 全身運動の推進

はむら総合型スポーツクラブ「はむすぼ」※との連携・協力によって実施する「ベビーマッサージ&ママビクス」等の事業を支援するとともに、児童館において子どもの運動能力の向上を促す遊びの機会を充実するなど、運動習慣を身につけるきっかけづくりを支援します。

2 オリンピック・パラリンピック教育を通した心身の成長の支援

オリンピック・パラリンピックの精神を通して児童・生徒が様々な資質を身に付ける中で、スポーツへの関心が高まるよう、オリンピアン・パラリンピアンなどのアスリートたちと直接交流する「夢・未来プロジェクト※」をはじめとした「オリンピック・パラリンピック教育」を推進し、健全な心身の成長を支援していきます。

3 総合体育大会や市民体育祭への参加促進

東京 2020 大会を契機として、スポーツ活動の重要性を再認識し、市民相互のコミュニケーションや健康と体力の維持増進を図るために、子どもたちの総合体育大会や市民体育祭への参加を促進します。

4 食育の推進

子どもたちが生涯を通じて健全省で活力のある生活を送るための基礎を養うため、乳幼児については、各種検診時や様々な機会を通じて食育に関する指導や情報提供に努めるとともに、小中学校においては、栄養教諭が各校の食育リーダーを支援し、食に関する全体計画・年間指導計画を策定するなど、食育に関する指導の充実を図ります。

5 部活動外部指導員の配置

部活動の充実を図り、児童・生徒の健康の増進・体力の向上を推進するため、羽村市体育協会や、はむら総合型スポーツクラブ「はむすぼ」※、市内社会教育関係団体と連携し、部活動に外部指導員を配置します。

計画事業の対象とするライフステージ						
主な計画事業	ライフステージ					
	乳幼児期	少年期	青年前期	青年後期	壮年期	高齢期
1 全身運動の推進	○	○				
2 オリンピック・パラリンピック教育を通した心身の成長の支援		○				
3 総合体育大会や市民体育祭への参加促進	○	○				
4 食育の推進	○	○				
5 部活動外部指導員の配置		○				

※対象とするライフステージとは、各計画事業に該当する主な年代とします。

施策 9 幼・保・小の連携による成長の支援

方針

幼稚園・保育園等と小学校の関係者が相互に連携・協力し、子どもの発達や学びの連續性を意識した幼児期の教育・保育を提供することにより、遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習を中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行を支援します。

現状と課題

小学校就学時に、環境に慣れない、集団行動がうまく取れないなどの課題を抱える子どもが増えていると言われています。これは、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、人との関わりが不足している子どもが増えていること、また、幼・保・小の連携の重要性は認識しているものの、相互の教育内容が十分に共有されていないなど、具体的な取組みが十分でないといったことが要因として考えられます。

こうした中、市では、幼稚園・保育園等と小学校の関係者が相互に連携・協力し、幼稚園・保育園等と小学校の円滑なつながりを意識した取組みを行うことで、相互理解の促進を図ってきました。

今後は、こうした取組みを一層充実させ、学校教育への移行が円滑に進むよう、子どもの成長過程における発達の段階や、学びの連續性を意識した幼児期の教育・保育を提供していく必要があります。

今後の方向性

◆ 幼・保・小の連携した教育の充実

子どもの生活の連續性及び発達や学びの連續性を踏まえて幼児教育の充実を図ります。

子どもたちが、小学校就学に際して不適応を起こさず、小学校での学習や生活を円滑に行えるよう、就学前教育と小学校教育の滑らかで確実な接続（幼・保・小間の段差の解消）を図ります。

また、幼・保・小の教員や保育士が教育内容や指導法の違いを超えて、互いの教育の理解を図り、幼・保・小の連携した教育を目指します。

[主な計画事業]

- 1 「小学校生活を体験することができる」機会の提供
- 2 教員・保育士が連携した幼・保・小合同研修等の実施
- 3 「子どもの輝く未来のために」を活用した保護者への啓発

◆ 幼児期から小学校就学期への移行支援

幼稚園・保育園等と小学校の連携・協力体制の強化を支援し、子どもの学びの連續性の確保に努めるとともに、発達に課題のある子どもに対して、幼稚園・保育園等と小学校及び行政が連携して支援する体制を整備します。

[主な計画事業]

- 4 幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会の運営

主な計画事業

1 「小学校生活を体験することができる」機会の提供

幼児・児童の双方の交流のねらいを明確にし、互いに学びのある活動を開催するとともに、幼・保・小が連携した「小学校生活を体験することができる」機会を提供します。

2 教員・保育士が連携した幼・保・小合同研修等の実施

幼稚園・保育園等と小学校が相互に教育内容を理解し合える機会を設定することで、幼児・児童の実態、教育内容や指導方法について幼・保・小が連携した合同研修会等を実施し、相互理解を深めます。

3 「子どもの輝く未来のために」を活用した保護者への啓発

幼稚園・保育園等と小学校の違いや、小学校入学までに身に付けておきたい生活習慣等をまとめた「子どもの輝く未来のために」を小学校へ入学するすべての世帯に配布するとともに、新入生説明会で説明するなど、小学校における学習や生活について情報提供し、保護者に対しての支援を行います。

4 幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会の運営

幼稚園・保育園等と小学校の連携・協力のため、連携推進懇談会による子どもたちを取り巻く現状把握、情報交換を行うとともに、相互の交流機会の促進を図るなど、つながりを意識した取組みを行います。

計画事業の対象とするライフステージ						
主な計画事業	ライフステージ					
	乳幼児期	少 年 期	青 年 前 期	青 年 後 期	壯 年 期	高 齡 期
1 「小学校生活を体験することができる」機会の提供	○	○				
2 教員・保育士が連携した幼・保・小合同研修等の実施			○	○	○	
3 「子どもの輝く未来のために」を活用した保護者への啓発				○	○	
4 幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会の運営			○	○	○	

※対象とするライフステージとは、各計画事業に該当する主な年代とします。